

都市計画に関する公聴会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年12月23日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第 124 号

都市計画に関する公聴会規則の一部を改正する規則

都市計画に関する公聴会規則（平成13年名古屋市規則第 115 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（代理人又は書面による公述）

第 8 条の 2 公述人は、やむを得ない事由により公聴会の日に意見を述べることができないときは、議長の許可を受けて、代理人に意見を述べさせ、又は書面で意見を提出することができる。

2 公述人は、前項の規定により、代理人に意見を述べさせるとときは委任状を、書面で意見を提出するときは当該書面を、あらかじめ、それぞれ議長に提出しなければならない。

第11条第 2 項中「記録」の次に「（前条第 2 項第 4 号に掲げる事項を除く。第 4 項において同じ。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。